三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好郡東みよし町東山字石木六三四の四・六三五の六四から六三五の六九まで（以上七筆国有林）、六一九の三、六二三の三、六三〇、六三四の一、六三四の二、六三五の四から六三五の一二まで、六三五の三〇から六三五の三七まで、字内野三三〇の一、字男山一〇八四の一、一〇八五の一、一〇八五の三、一〇八六、一〇八七の一、字中村三六三、三六四、三六五の一（次の図に示す部分に限る。）、三六六、字増川七五二の一、七五二の二、七五三の一から七五三の三まで、七五四の一、七五四の二、八一二の四、八一二の五、字柳沢一七〇の一、一七〇の二、一七一の一、一七二、一八一の四、一八一の五、一八四、四三〇（次の図に示す部分に限る。）、昼間字前山四〇五五の一〇一、四〇五五の四九六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好郡東みよし町東山字ハタ二一一の二・二二四の四（以上三筆国有林）、一一二の二、一三八の七から一三八の一〇まで、一四一の二、一四一の三、一五七の三、一八九、一九〇、一九三、一九五、二〇〇の三から二〇〇の五まで、二〇四の一、二〇四の二、二二一の一、二二四の一、二二四の二の三五から二二四の二の三七まで、昼間字城山下三八六五の一、三八六八、三八六九の一、三八六九の五から三八六九の八まで、字前山四〇五五の六二〇・四〇五五の七〇四・四〇五五の七〇七（以上三筆国有林）、四〇五五の九、四〇五五の一二、四〇五五の一三の一、四〇五五の二四、四〇五五の三〇の一、四〇五五の三一、四〇五五の三二、四〇五五の三七から四〇五五の四二まで、四〇五五の四五、四〇五五の五二、四〇五五の五五の五四、四〇五五の六六から四〇五五の六八まで、四〇五五の六九の一、四〇五五の六九の二、四〇五五の八一、四〇五五の八二、四〇五五の八四、四〇五五の九九、四〇五五の一〇〇、四〇五五の一〇九から四〇五五の一一一まで、四〇五五の一三九、四〇五五の一七〇、四〇五五の一七九、四〇五五の四七八、四〇五五の五五七、四〇五五の五五八、四〇五五の六四二から四〇五五の六四四まで、四〇五五の六四七、四〇五五の七〇三、四〇五五の七〇五、四〇五五の七〇六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハタ二一一の二・二二四の三・二二四の四（以上三筆国有林）、一一二の二、一四一の二、一四一の三、二〇四の一、二〇四の二、二二一の一、二二四の一、二二四の二の三五から二二四の二の三七まで、字城山下三八六五の一、三八六八、三八六九の一、三八六九の五から三八六九の八までについては、主伐に係る伐採種を定めない。
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好郡東みよし町東山字貞安四四八、四五五、四五六、字滝久保二六四、足代字コギ谷四二一一、字山分四五八九の一〇九三、西庄字池上三八、四一、一二九の一、字加茂山一六六の一（次の図に示す部分に限る。）、一七二、二〇二、二〇七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字貞安四四八、四五五・四五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字滝久保二六四（次の図に示す部分に限る。）、字コギ谷四二一一、字山分四五八九の一〇九三（次の図に示す部分に限る。）、字池上三八、四一、一二九の一（次の図に示す部分に限る。）、字加茂山一六六の一・一七二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇二、二〇七の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好郡東みよし町昼間字木来ノ上三九五九、字新尺八九、九一、九二、字土取三七九三の一、三七九三の四、三七九三の六、字寺尾四〇三二の一、四〇三三、字中屋ノ上三九六五の一から三九六五の三まで、字西寺尾八五四の二、八五五の二、字東寺尾八七の二、八八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）